

[事案 23-57] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 3 月 20 日 和解成立

<事案の概要>

銀行を窓口に変額個人年金に加入したが、虚偽の説明があったことを理由に、契約を取消し、既払込保険料を返還することを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 5 月、銀行員(募集人)より、パンフレット等の募集資料はほとんど使用されず、5 年後の満期日に、元金(一時払保険料 500 万円)に利息(5 年間で一番良い年度の利息)を付けて返すとの虚偽の説明を受け、募集銀行の定期預金のような商品と誤信して変額個人年金保険に契約した。契約時に錯誤があったので、契約を取消し、保険料を返金してほしい。

<保険会社の主張>

以下のとおり、適切な説明が行われており、申立人の請求には応じられない。

- (1) 募集状況を確認したところ、説明不十分や、不適切な取扱はなかった。
- (2) 募集人は申立人に対し、口頭による説明と、必須交付書面をもれなく提示・交付して内容説明を行っている。
- (3) 募集時に同席していた申立人の夫は、投資経験もあり預金商品と誤認した可能性は低い。
- (4) 申込後募集人の上席者が、契約意思確認の電話をしており、申立人より契約内容を理解している旨の返答を受けている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面、申立人夫婦および募集人の事情聴取の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 前提事実

- (1) 募集人は、申立人名義の定期預金の運用として、申立人夫婦に申立契約を勧誘し申込みを受けた。
- (2) 申立人が受領しているパンフレットには、保険の名称、資産残高は運用により変動し一時払保険料を下回る場合があることが容易に窺えるイメージ図、「年金受取総額 100%最低保証」との大きな文字等が記載されている。また、申立人が説明を受けたとして自署押印している、「ご留意事項」には、「預金ではなく生命保険商品です」、「運用状況や為替相場等により保険金額・満期受取金・年金受取総額および解約返戻金の額等がお支払いいただいた保険料を下回る場合があります」と記載され、「意向確認書」の宛先は保険会社とされている。「契約申込書兼告知書」からも変額個人年金保険の申

込書であることが明らかで、申立人の署名は「保険契約者」の欄になされており、死亡給付金受取人として申立人の夫が記入されている。

- (3) 申立契約は、一時払保険料を5年間据置き、運用後の積立金額を原資として、年金で15年間受取る内容で、年金受取総額として一時払保険料相当額が最低保証されている。

2. 募集人による虚偽説明（不実告知）の有無

変額個人年金保険の説明は、通常、パンフレット等の資料を使用し、その内容に則して行われるが、本件において通常と異なる説明がなされたと認めることができる証拠は見当たらず、後日、明白に虚偽であることが判明するような説明を、募集人が行ったと考えることも困難で、募集人は、パンフレット等の資料を使用し、その内容に則した一通りの説明を行ったものと認められる。そして、パンフレット等の内容から、申立契約は保険会社の変額個人年金保険であることは明らかであり、申立人が説明されたと主張するような内容の記載はないので、募集人が虚偽の説明をしたと認めることはできない。

よって、募集人が申立契約を勧誘するに際し、重要事項について事実と異なることを告げたと認めることはできず、消費者契約法4条1項1号に基づく取消しは認められない。

3. 錯誤の主張について

募集人が虚偽説明をした事実は認められないとしても、事情聴取の結果、申立人に錯誤が存在した可能性を否定することはできない。しかし仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤にあたるとしても、募集資料及び申立人が自署した書類の内容からすると、申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があった可能性を否定することはできず、申立人から無効を主張できるとすることには疑問があることから、申立人の主張を認めることはできない。（民法95条ただし書）。

4. 和解について

本件の解決においては、以下の事情を考慮するのが相当と考える。

- (1) 募集人の事情聴取により、募集人は、申立人夫婦に対し、申立契約の有利性（運用成果）について、かなり強調して説明したことが窺え、申立人夫婦の勘違いを助長した可能性がある。
- (2) 申立人夫婦は、申立契約加入時、1000万円程度の預貯金を有していたと認められるが、申立人夫婦の年齢（契約時70台後半）や子供がいないことなどを勘案すると、投資期間が5年ではあっても、投資比率が50%程度となる申立契約の勧誘は、適格性に疑問がある。また、募集人は、投資比率を35%と把握していたもので、募集人の適格性の確認の仕方にも疑問がある。